

宿泊税の申告納入方法



手順①

宿泊税徴収原簿の作成

(1か月につき1枚作成します。宿泊実績がない場合は作成不要です。)

実績を報告する月

「宿泊税合算申告納入承認通知書」(「合算通知」)に記載があります。(合算申告を申請していない場合は空欄)

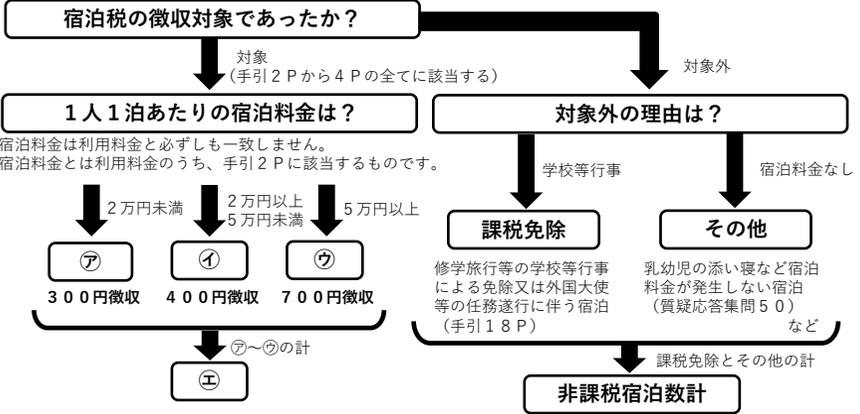
宿泊税徴収原簿 (令和 年 月分)

施設番号	旭川第 号	合算番号	
特別徴収義務者の氏名又は名称		申告に係る宿泊施設の名称	
「宿泊税に係る経営申告受理通知書」に記載されている施設番号・特別徴収義務者の氏名(名称)・宿泊施設の名称(合算申告を申請している場合は、合算通知の①の施設)			

日	宿泊数(単位:泊)				宿泊税額(単位:円)			
	課税対象		課税対象外		北海道		旭川市	
	20,000円未満	20,000円以上50,000円未満	50,000円以上	課税対象外	(㉞) × 100円	(㉞) × 200円	(㉞) × 500円	(㉞) × 200円
1	3泊	2泊				700円		1,000円
2	1泊					100円		200円
3	10泊		1泊	1泊	1泊	1,500円	1泊	2,200円
4		1泊				200円		200円
5	1泊	1泊	1泊			800円		600円
30	2泊					200円		400円
31	3泊					300円		600円
計	20泊	4泊	2泊	26泊	1泊	3,800円	1泊	5,200円

各日1人1泊につき徴収した、課税対象外とした宿泊税を記録します。申告納入する宿泊税 **9,000円**

宿泊税の徴収の基準は以下のとおりです。



手順②

宿泊税納入申告書の作成

(1枚で最大3か月まとめて申告できます。宿泊実績がない場合であっても毎月提出が必要です。※3か月まとめて申告納入するためには申請が必要です。手引15P参照)

令和 年 月

(宛先) 旭川市長

住所 (所在地) 徴収原簿に記載した特別徴収義務者の氏名(名称)とその住所(所在地)

申告者氏名 (名称)

宿泊税納入申告書

旭川市宿泊税条例第12条1項の規定による申告納入について、次のとおり納入申告書を提出します。

所在地	徴収原簿に記載した宿泊施設の名称・施設番号と、その施設の所在地と担当者連絡先		
申告に係る宿泊施設名称	施設番号	旭川第 号	合算番号
連絡先			

区分	宿泊数④	税率⑤	税額(④×⑤)	
			北海道	旭川市
2万円未満	20泊	100円	2,000円	
2万円以上5万円未満	4泊	200円	800円	
5万円以上	2泊	500円	1,000円	
課税宿泊数	26泊	納入すべき税額	3,800円	
非課税宿泊数	1泊	納入すべき税額	5,200円	
合計			9,000円	

納入すべき税額合計 9,000円

各申告月の納入すべき税額(合計)の合算額を記入します。(1か月分の申告なら1か月分、3か月分の申告なら3か月分の合計額)

※これが納入書に記載する税額となります。

税率区分毎の宿泊税額(北海道分)を計算し、記載します。④×⑤です。例: 20泊(④) × 100円(⑤) = 2,000円
4泊(④) × 200円(⑤) = 800円
2泊(④) × 500円(⑤) = 1,000円

手順③

納入書の作成

(1つの納入申告書につき1枚作成します。)

市町村コード	012041	北海道	旭川市	宿 泊 税 領 収 証 書 (公)
口座番号	加入者名			
02710-5-960261	旭川市会計管理者			
特別徴収義務者				
住所 (所在地)	様			
氏名 (名称)	様			
宿泊施設名				
年度	申告年月		施設番号	申告区分
令和	令和	年 月 宿泊分から	旭川第	1 申告
令和	令和	年 月 宿泊分まで	号	
納入税額	01			
延滞金	02			
加算金	03			
合計額	04			
納期限	令和	年 月 日		

納入申告書の申告者と同じ

納入申告書の申告に係る宿泊施設と同じ

申告年月と施設番号は納入申告書と同じ。年度は「8」と入れてください。

納入申告書の納入すべき税額合計（表面「これが納入書に記載する税額」）と一致します。なお、延滞金・加算金欄は使用しませんので、納入税額と合計額は一致します。

当該申告に係る納期限を記入します。納入期限は下表のとおりです。

宿泊月	申告納入期限	
	通常	特例
4月分	6月1日	—
5月分	6月30日	—
6月分	7月31日	—
7月分	8月31日	9月30日
8月分	9月30日	

宿泊月	申告納入期限	
	通常	特例
9月分	11月2日	1月4日
10月分	11月30日	
11月分	1月4日	3月31日
12月分	2月1日	
1月分	3月1日	
2月分	3月31日	

※上表は令和8年度中の申告納入期限となります。
 ※令和8年4～6月分は特例を適用できません。7月以降の特例適用には要件（手引15P）を満たした上で申請が必要です。

手順④

金融機関等での納入

作成した宿泊税徴収原簿の写し（**原本は特別徴収義務者保管**）と宿泊税納入申告書を郵送または持参により以下の担当に提出し、作成した納入書を用いて金融機関等で北海道分と旭川市分を合わせた宿泊税を納入してください。

〒070-8525 旭川市7条通9丁目
 旭川市役所 行財政改革部税制課諸税係（宿泊税担当）

申告納入が完了となります。

eLTAxを利用しての申告納入を御希望の方はこちらから旭川市宿泊税電子申告の手引を御覧ください。



上記のとおり領収しました。
 (納税者保管)

- この納入書は3枚1組の様式となっていますので3枚全て提出してください。
- 合計額の訂正はできません。

領収日付印